

資 料 編

資 料 編

香取市国民保護協議会条例	9 8
香取市国民保護協議会委員	- 9 9
香取市国民保護協議会運営要領	1 0 1
香取市国民保護対策本部及び香取市緊急対処事態対策本部条例	1 0 2
市対策本部の組織機構図	1 0 4
被災情報の報告様式	1 0 8
安否情報報告方法並びに照会回答手続省令	1 0 9
安否情報収集・提供フロー	1 1 1
安否情報報告等様式	1 1 2
救援の程度方法の基準（抜粋）	1 1 7
関係機関一覧表	1 2 3
避難指示伝達フロー	1 2 9
避難施設一覧	1 3 0
行政協力区一覧	1 3 2
備蓄物資在庫状況	1 3 6

香取市国民保護協議会条例（平成18年香取市条例第190号）

（趣旨）

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定により、香取市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員）

第2条 協議会の委員の定数は、35人以内とする。

（会長の職務代理）

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第4条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第5条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長が指名する者が、その職務を代理する。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

香取市国民保護協議会委員

役 職 等	職 名
会 長	香取市長
第1号委員 指定地方行政機関	国土交通省関東地方整備局利根川下流河川事務所長
第2号委員 自衛隊	陸上自衛隊第1空挺団特科大隊長
第3号委員 都道府県職員	北総県民センター香取事務所長
	香取健康福祉センター長
	香取地域整備センター所長
	香取農林振興センター所長
	千葉県立佐原病院長
	香取警察署長
第4号委員 助 役	香取市助役
第5号委員 教育長及び消防長	香取市教育委員会教育長
	香取広域市町村圏事務組合消防本部消防長
第6号委員 市職員	香取市総務部長
	香取市企画財政部長
	香取市市民環境部長
	香取市健康福祉部長
	香取市経済部長
	香取市建設部長
	香取市上下水道部長

役 職 等	職 名
第7号委員 指定公共機関及び 指定地方公共機関	東日本旅客鉄道(株)佐原駅長
	東日本電信電話(株)銚子営業支店長
	東京電力(株)成田支社佐原営業センター所長
	佐原郵便局長
	小見川郵便局長
	府馬郵便局長
	栗源郵便局長
第8号委員 国民保護措置に関 し知識経験を有する 者	香取市東庄町病院組合小見川総合病院長
	香取広域市町村圏事務組合香取市消防団長
	日本通運(株)佐原センター所長
	香取郡市医師会長
	佐原市香取郡歯科医師会長
	香取郡市薬剤師会長
	佐原農業協同組合組合長
	かとり農業協同組合組合長
	小見川無線クラブ会長

香取市国民保護協議会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、香取市国民保護協議会条例（平成18年香取市条例第190号）第6条の規定に基づき、香取市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 協議会を招集するときは、会議の日時、会場及び議題をあらかじめ委員に通知しなければならない。

(委員)

第3条 委員は、やむを得ない事情により協議会に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

2 代理者は、委員と同一の機関に属する者で委員が指名する者とする。

3 第1項の代理者は、委員とみなす。

(委員以外の者の出席)

第4条 会長は、必要があると認めるときは、議事に関係ある者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、香取市総務部総務課において処理する。

(雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定めるものとする。

附 則

この要領は、平成18年10月11日から施行する。

香取市国民保護対策本部及び香取市緊急対処事態対策本部条例
(平成18年香取市条例第189号)

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「法」という。)第31条及び第183条において準用する法第31条の規定により、香取市国民保護対策本部(以下「国民保護対策本部」という。)及び香取市緊急対処事態対策本部(以下「緊急対処事態対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 国民保護対策本部長(以下「本部長」という。)は、国民保護対策本部の事務を総括する。

2 国民保護対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を補助し、国民保護対策本部の事務を整理する。

3 国民保護対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。

4 国民保護対策本部に、本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議(次項において「会議」という。)を招集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定により、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員をもって充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第5条 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

(準用)

第6条 第2条から前条までの規定は、緊急対処事態対策本部について準用する。

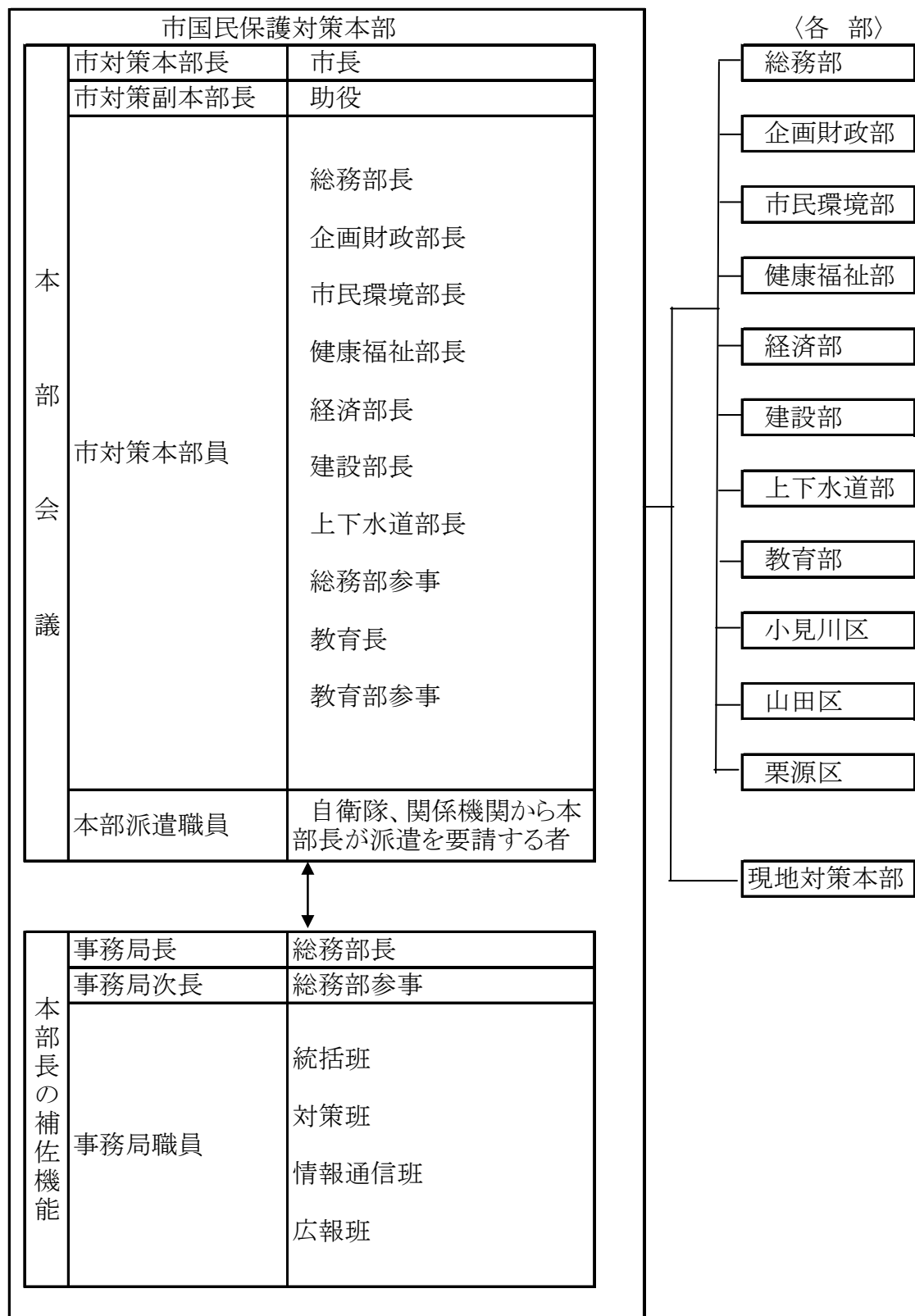
(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関し必要な事項は、各本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

[市対策本部の組織構成図]



市対策本部長の補佐機能編成

	機 能
統括班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市対策本部の運営に関する事項 ・ 情報通信班が収集した情報を踏まえた市対策本部長の重要な意思決定に係る補佐 ・ 市対策本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示 ・ 市対策本部員や市対策本部職員のローテーション管理 ・ 市対策本部員の食料の調達等庶務に関する事項 ・ 他の機関の出動要請に関すること ・ 他の班に属しないこと
対策班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市が行う国民保護措置に関する調整 ・ 他の市町村に対する応援を求め、県への緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援に関する事項 ・ 県を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事項
情報通信班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下の情報に関する国・県、他の市町村等関係機関からの情報収集、整理及び集約 <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災情報 ○ 避難や救援の実施状況 ○ 災害への対応状況 ○ 安否情報 ○ その他統括班等から収集を依頼された事項 ・ 市対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録 ・ 通信回線や通信機器の確保
広報班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災状況や市対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者会見等対外的な広報活動

【市対策本部各部の主な業務】

部 名	武力攻撃事態等における業務
総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市国民保護対策本部に関すること ・ 避難実施要領の策定に関すること ・ 住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の通知に関すること ・ 職員の動員及び派遣に関すること ・ 国民保護措置に関する各部間の調整に関すること ・ 報道機関に関すること ・ その他部内の業務に関すること
企画財政部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市国民保護措置関係の予算に関すること ・ 庁舎、公有財産の管理に関すること ・ 千葉交通バスとの連絡調整に関すること ・ JR東日本との連絡調整に関すること ・ その他部内の業務に関すること
健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難施設の運営体制の整備に関すること ・ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること ・ 医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること ・ 救援物資の要請・受付に関すること ・ 保健衛生、防疫に関すること ・ 埋葬及び火葬に関すること ・ その他部内の業務に関すること
市民環境部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安否情報の収集に関すること ・ 廃棄物処理に関すること ・ その他部内の業務に関すること
経済部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 観光施設及び観光客に関すること ・ 応急食料の供給及び確保に関すること ・ 農林水産業団体との連絡調整に関すること ・ 農林水産業施設に関すること ・ その他部内の業務に関すること
建設部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路、河川に関すること ・ 復旧に関すること ・ 公園施設に関すること ・ 市営住宅に関すること ・ 応急仮設住宅に関すること ・ その他部内の業務に関すること
上下水道部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市営水道施設に関すること ・ 飲料水の確保及び供給に関すること ・ 下水道施設に関すること ・ その他部内の業務に関すること

教育部	<ul style="list-style-type: none">・ 学校及び教育施設の武力攻撃災害対策に関する事・ 児童、生徒等の安全、避難等に関する事・ 文化財の保護に関する事・ 学用品の確保、調達に関する事・ その他部内の業務に関する事
-----	--

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

平成 年 月 日 時 分
香取市

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時 平成 年 月 日

(2) 発生場所
(北緯 度、東経 度)

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市町村名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概況

武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の
手続その他の必要な事項を定める省令

平成17年総務省令第44号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）第25条第2項及び第26条第4項（これらの規定を同令第52条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令を次のように定める。

（安否情報の収集方法）

第1条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第94条第1項及び第2項（法第183条において準用する場合を含む。）の規定による安否情報の収集は、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については様式第2号を用いて行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

（安否情報の報告方法）

第2条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「令」という。）第25条第2項（令第52条において準用する場合を含む。）の総務省令で定める方法は、法第94条第1項及び第2項（法第183条において準用する場合を含む。）に規定する安否情報を様式第3号により記載した書面（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。）の送付とする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

（安否情報の照会方法）

第3条 法第95条第1項（法第183条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による安否情報の照会は、令第26条第1項（令第52条において準用する場合を含む。）に規定する事項を様式第4号により記載した書面を総務大臣又は地方公共団体の長に提出することにより行うものとする。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合、安否情報について照会をしようとする者が遠隔の地に居住している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

2 法第95条第1項（法第183条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により安否情報の照会をする者は、前項により提出した書面に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転

免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の4第1項に規定する住民基本台帳カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書面であつて当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するに足りるものを提示し、又は提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、当該書類を提示し、若しくは提出することができない場合又は前項ただし書きの場合にあつては、当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するために総務大臣又は地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

- 3 前項ただし書きの場合において、総務大臣及び地方公共団体の長が安否情報を照会する者が本人であることを確認するために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

（安否情報の回答方法）

第4条 法第95条第1項の規定による安否情報の回答は、安否情報の照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別その他必要な事項を様式第5号により記載した書面を交付することにより行うものとする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

（安否情報の提供）

第5条 総務大臣は、全ての都道府県知事又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長が法第95条第1項の規定に基づく安否情報の回答を行うことができるようにするため、法第94条第2項の規定により報告を受けた安否情報のうち当該回答に必要な情報を、都道府県知事及び市町村の長に対し、書面により提供することとする。

附 則（抄）

（施行期日）

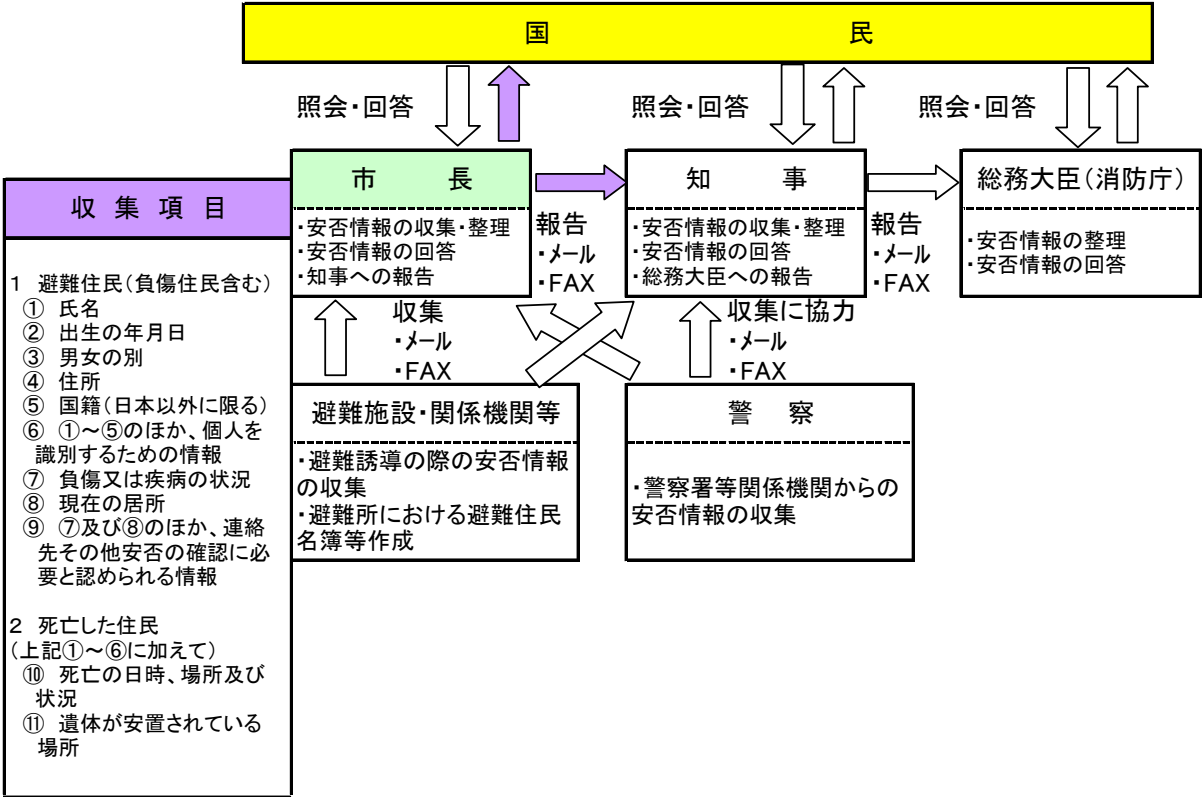
第1条 この省令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日総務省令第50号）抄

（施行期日）

第1条 この省令は、平成18年4月1日から施行する。ただし、本則に1条を加える改正規定及び附則第2条の別表の改正規定のうち第5条に係る部分については、平成19年4月1日から施行する。

安否情報の収集・提供



様式第1号(第1条関係)

安否情報収集様式(避難住民・負傷住民)

記入日時(年 月 日 時 分)

① 氏 名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住 所 (郵便番号を含む。)	
⑥ 国 籍	日 本 その他()
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷(疾病)の該当	負 傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが回答を希望しない場合は○を囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※ 備 考	

(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援(物資、医療の提供等)や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

安否情報収集様式(死亡住民)

記入日時(年 月 日 時 分)

① 氏 名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住 所 (郵便番号を含む。)	
⑥ 国 籍	日 本 その他()
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時・場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
※ 備 考	

(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援(物資、医療の提供等)や避難残留者の確認事項のため、行政内部で利用することがあります。さらに、個人情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

⑪の同意回答者名		連 絡 先	
同意回答者住所		続 柄	

(注5) ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直径親族を原則とします。

様式第4号(第3条関係)

安 否 情 報 照 会 書

総務大臣 (知 事) 殿 (市町村長)		年 月 日
申請者 住 所(居所) _____ 氏 名 _____		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 (○を付けて下さい。③の 場合理由を記入願います。)		①被照会者の親族又は同居者であるため。 ②被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民)であるため。 ③その他 ()
備 考		
被 照 会 者 を 特 定 す る た め に 必 要 な 事 項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他()
	その他個人を識別する ための情報	
※ 申請者の確認		
※ 備 考		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
 4 ※印の欄には記入しないで下さい。

様式第5号(第4条関係)

安 否 情 報 回 答 書

年 月 日		
殿		
総務大臣 (知 事) (市町村長)		
年 月 日付で照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 <small>(日本国籍を有しない者に限る。)</small>	日本 その他()
	その他個人情報を識別するための情報	
	現 在 の 居 所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

救援の程度、方法（厚生労働省告示第343号）

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準（抜粋）

※ 「法」武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律

※ 「令」武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令

（収容施設の供与）

第2条 法第75条第1項第1号の収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難所

イ 避難住民（法第52条第3項に規定する避難住民をいう。）又は武力攻撃災害（法第2条第4項に規定する武力攻撃災害をいう。以下同じ。）により現に被害を受け、若しくは受けるおそれのある者（以下「避難住民等」という。）を収容するものであること。

ロ 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施すること。

ハ 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費は、1人1日当たり300円（冬季（10月から3月までの期間をいう。以下同じ。）については、別に定める額を加算した額）の範囲内とすること。ただし、福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する避難所をいう。）を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができること。

ニ 収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を設置し、これに収容することができることとし、1戸当たりの規模及び避難住民等の収容のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

(1) 1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを標準とし、その設置のための費用は2,385,000円以内とすること。

(2) 長期避難住宅の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費並びに光熱水費は、1人1日当たり300円（冬季については、別に定める額を加算した額）の範囲内とすること。

ホ 長期避難住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できることとし、1施設当たりの規模及びその設置の

ため支出できる費用は、別に定めるところによること。

ヘ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものを収容する施設を長期避難住宅として設置できること。

ト 長期避難住宅の設置に代えて、賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げを実施し、これらに収容することができること。

チ 法第89条第3項の規定により準用される建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条第1項本文及び第3項並びに法第131条の規定により準用される特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成8年法律第85号)第2条及び第7条の規定は、長期避難住宅について適用があるものとする。

二 応急仮設住宅

イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものを収容するものであること。

ロ 一戸当たりの規模は、29.7平方メートルを標準とし、その設置のための費用は、2,385,000円以内とすること。

ハ 前号ホからチまでの規定は、応急仮設住宅について準用する。

(炊き出しその他による食品の供与及び飲料水の供給)

第3条 法第75条第1項第2号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号

に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 炊き出しその他による食品の給与

イ 避難所(長期避難住宅を含む。以下同じ。)に収容された者、武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事のできない者及び避難の指示(法第54条第2項に規定する避難の指示をいう。以下同じ。)に基づき又は武力攻撃災害により住家に被害を受け避難する必要のある者に対して行うものであること。

ロ 被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として1人1日当たり1,010円以内とすること。

二 飲料水の供給

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により現に飲料水を得ることができない者に対して行うものであること。

ロ 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とすること。

(被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与)

第4条 法第75条第1項第3号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与(以下「生活必需品の給与等」という。)は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであること。

二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

イ 被服、寝具及び身の回り品

ロ 日用品

ハ 炊事用具及び食器

ニ 光熱材料

三 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次に掲げる額の範囲内とすること。この場合においては、季別は、夏季（4月から9月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬季とし、生活必需品の給与等を行う日をもって決定すること。

季別	1人世帯の額	2人世帯の額	3人世帯の額	4人世帯の額	5人世帯の額	世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季	17,300円	22,200円	32,700円	39,100円	49,600円	7,200円
冬季	28,500円	36,800円	51,400円	60,300円	75,600円	10,300円

四 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

（医療の提供及び助産）

第5条 法第75条第1項第4号の医療の提供及び助産は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 医療の提供

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものであること。

ロ 救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院若しくは診療所又は施術所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）がその業務を行う場所をいう。以下同じ。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む。）を行うことができること。

ハ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 診療
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療及び施術
- (4) 病院又は診療所への収容
- (5) 看護

ニ 医療の提供のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術所による場合は協定料金の額以内とすること。

二 助産

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により助産の途を失った者に対して行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 分べんの介助
- (2) 分べん前及び分べん後の処置
- (3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ハ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の100分の80以内の額とすること。

(被災者の捜索及び救出)

第6条 法第75条第1項第5号の被災者の捜索及び救出は、次の各号に定めるところにより、行うこととする。

- 一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものであること。
- 二 被災者の捜索及び救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

(埋葬及び火葬)

第7条 法第75条第1項第6号の埋葬及び火葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものであること。
- 二 原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うこと。
 - イ 棺（付属品を含む。）
 - ロ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）
 - ハ 骨つぼ及び骨箱
- 三 埋葬のため支出できる費用は、1体当たり大人193,000円以内、子供154,400円以内とすること。

(電話その他の通信設備の提供)

第8条 法第75条第1項第7号の電話その他の通信設備の提供は、次の各号に定めるところにより、行うこととする。

- 一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者に対して行うものであること。
- 二 電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を第2条第1号に規定する避難所に設置し、これらの設備を避難住民等に利用させることにより行うものであること。
- 三 電話その他の通信設備の提供のため支出できる費用は、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費、必要な通信設備の設置費及び通信費として当該地域における通常の実費とすること。

(武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理)

第9条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第1号の武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理することができない者に対して行うものであること。

二 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり510,000円以内とすること。

(学用品の給与)

第10条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第2号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。以下同じ。）に対して行うものであること。

二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

イ 教科書

ロ 文房具

ハ 通学用品

三 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とすること。

イ 教科書代 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用している教材を給与するための実費

ロ 文房具費及び通学用品費

(1) 小学校児童 1人当たり 4,100円

(2) 中学校生徒 1人当たり 4,400円

四 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

(死体の捜索及び処理)

第11条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第3号の死体の捜索及び処理は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 死体の捜索

イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行うものであること。

ロ 死体の捜索のため支出できる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

二 死体の処理

イ 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

(2) 死体の一時保存

(3) 検案

ハ 検案は、原則として救護班において行うこと。

ニ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

- (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1体当たり3,300円以内とすること。
- (2) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は1体当たり5,000円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができること。
- (3) 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とすること。

(武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及

ぼしているものの除去)

第12条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第4号の武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では、当該障害物を除去することができない者に対して行うものであること。
- 二 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり137,000円以内とすること。

(救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費)

第13条 法第75条第1項各号に掲げる救援を実施するに当たり必要な場合は、救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

- 一 救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費等として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。
 - イ 飲料水の供給
 - ロ 医療の提供及び助産
 - ハ 被災者の搜索及び処理
 - ニ 死体の搜索及び処理
 - ホ 救済用物資の整理配分

- 二 救援のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とすること。

関係機関一覧表

1. 指定地方行政機関

名 称	国民保護 担当部署	郵便番号	所 在 地	電話・FAX番号
関東管区警察局	広域調整第二課	300-9726	さいたま市中央区新都心1-2	TEL:048-600-6000(内5515)
千葉県情報通信部	機動通信課	260-8668	千葉市中央区市場町1-2	FAX:048-600-6000(内5519)
千葉財務事務所	総務課	260-8607	千葉市中央区椿森5-6-1	TEL:043-251-7211
千葉税関支署	総務課	260-0024	千葉市中央区中央港1-12-2	TEL:043-241-6452
千葉労働局	安全衛生課	260-8612	千葉市中央区中央4-11-1	TEL:043-221-4311 FAX:043-221-2305
千葉農政事務所	総務課	260-0014	千葉市中央区本千葉10-18	TEL:043-224-5611 防 656-721 ☎ 656-722
千葉森林管理事務所	総務調整官	263-0034	千葉市稲毛区稲毛1-7-20	TEL:043-242-4656
千葉国道事務所	管理二課	263-0016	千葉市稲毛区天台5-27-1	TEL:043-287-0315 防 652-721 ☎ 652-722
千葉運輸支局	総務企画課	261-0002	千葉市美浜区新港198	TEL:043-242-7336
成田空港事務所	地域調整課	282-8602	成田市古込字込前133	TEL:0476-32-0983 防 656-731 ☎ 655-731
銚子地方气象台	総務課	288-0001	銚子市川口町2-6431	TEL:0479-22-0374 防 178-721 ☎ 178-722
第三管区海上保安部	総務課	231-8818	横浜市中区北仲通5-57	TEL:045-211-0776 FAX:045-201-7045
銚子海上保安部	総務課	288-0001	銚子市川口町2-6431	TEL:0479-22-1359 防 178-731 ☎ 178-732
国土交通省関東 地方整備局利根 川下流事務所	防災対策課	287-8510	香取市佐原14149	TEL:0478-52-6365 FAX:0478-52-9726

2. 自衛隊

名 称	国民保護 担当部署	郵便番号	所 在 地	電話・FAX番号
陸上自衛隊習志野 駐屯地	第1空挺団 特科大隊第3係	274-8577	船橋市薬円台3-20-1	TEL:047-466-2141(内453) 当直内線番号 459 防 632-721 ☎ 632-722

3. 千葉県

名 称	国民保護 担当部署	郵便番号	所 在 地	電話・FAX番号
千葉県	消防地震防災課 国民保護計画室	260-8667	千葉市中央区市場町1-1	TEL 043-223-2163 ☎ 043-222-5208 防 500-7653 ☎ 7110
東京事務所		102-0093	千代田区平河町2-6-3	TEL 03-5212-9013 ☎ 03-5212-9014 防048-300-9-3658 ☎048-300-9-3659
北総県民センター	県政情報課	285-8503	佐倉市鎗木仲田町8-1	TEL 043-483-1111 ☎ 043-485-9222 防 503-721 ☎ 722
〃香取事務所	県政情報班	287-8502	香取市北3-1-3	TEL 0478-54-1311 ☎ 0478-52-5529 防 504-721 ☎ 722
香取健康福祉センター	総務企画課	287-0001	香取市佐原口2127	TEL 0478-52-9161 ☎ 0478-54-5407 防 526-721 ☎ 722
動物愛護センター	愛護管理課	286-0211	富里市御料709-1	TEL 0476-93-5711 ☎ 0476-93-5326
香取農林振興センター	総務課	287-0005	香取市佐原ホ1250-3	TEL 0478-52-9191 ☎ 0478-54-5617 防 546-721 ☎ 722
北部林業事務所	総務課	289-1321	山武市富田ト1177-7	TEL 0475-82-3121 ☎ 0475-82-4463 防 583 ☎ 583
香取地域整備センター	総務課	287-0003	香取市佐原イ126-6	TEL 0478-52-5192 ☎ 0478-54-5449 防 167-721 ☎ 722
佐原病院	事務局	287-0003	香取市佐原イ2285	TEL 0478-54-1231 ☎ 0478-54-4497 防 682-721 ☎ 722
教育庁北総教育 事務所	総務課	285-0026	佐倉市鎗木仲田町8-1	TEL 043-483-1147 ☎ 043-486-2919 防 503-751 ☎ 752
〃香取分室		287-0002	香取市北3-1-3	TEL 0478-54-1529 ☎ 0478-55-1725

4. 千葉県警察本部

警察本部	警備課	260-8668	千葉市中央区市場町1-2	TEL 043-227-9131 防 500-7396 ☎ 7397
香取警察署	警備課	287-0002	香取市北2-1-1	TEL 0478-54-0110

5. 近隣市町村

名 称	国民保護 担当部署	所 在 地	電話・FAX番号
銚子市	総務課	銚子市若宮町1-1	TEL 043-223-2163 ㊦ 043-222-5208 e: soumu@city.choshi.chiba.jp 防 202-721 ㊦ 202-722
成田市	防災対策課	成田市花崎町760	TEL 0476-20-1523 ㊦ 0476-20-1687 e: bosai@city.narita.chiba.jp 防 211-721 ㊦ 211-722
旭市	総務課	旭市二1920	TEL 0479-62-5311 ㊦ 0479-63-4946 e: bosai@city.asahi.lg.jp 防 215-721 ㊦ 215-722
匝瑳市	総務課	匝瑳市八日市場ハ793-2	TEL 0479-73-0084 ㊦ 0479-72-1114 e: s-shobo@city.sosa.lg.jp 防 214-721 ㊦ 214-722
神崎町	総務課	神崎町神崎本宿163	TEL 0478-72-2111 ㊦ 0478-72-2110 e: soumu@town.kozaki.chiba.jp 防 342-721 ㊦ 342-722
多古町	総務課	多古町多古584	TEL 0479-76-2611 ㊦ 0479-76-7144 e: koutsuu-bousai@town.tako.chiba.jp 防 347-721 ㊦ 347-722
東庄町	総務課	東庄町笹川い4713-131	TEL 0478-86-1111 ㊦ 0478-86-4051 e: so.syomu@town.tohnosho.chiba.jp 防 349-721 ㊦ 349-722
芝山町	総務課	芝山町小池992	TEL 0479-77-3903 ㊦ 0479-77-0871 e: soumu@town.shibayama.chiba.jp 防 409-721 ㊦ 409-722
横芝光町	環境防災課	横芝光町宮川11902	TEL 0479-84-1216 ㊦ 0479-84-2713 e: kankyobousai@town.yokoshibahikari.chiba.jp 防 381-721 ㊦ 381-722
鹿嶋市	交通防災課	鹿嶋市大字平井1187-1	TEL 0299-82-2911 ㊦ 0299-84-7759 e: koutsuu1@city.ibaraki-kashima.lg.jp 防 008-719-409 ㊦ 008-719-300
潮来市	総務課	潮来市辻626	TEL 0299-63-1111 ㊦ 0299-80-1100 e: soumu@city.itako.ibaraki.jp 防 008-761-401 ㊦ 008-761-300
稲敷市	総務課	稲敷市江戸崎甲3277-1	TEL 029-892-2342 ㊦ 029-892-0906 e: soumu@city.inashiki.lg.jp 防 008-764-1-2204 ㊦ 008-764-1-2299
神栖市	防災安全課	神栖市溝口4991-5	TEL 0299-90-1149 ㊦ 0299-90-1112 e: info@city.kamisu.ibaraki.jp 防 008-758-409 ㊦ 008-758-300

6. 消防署

名 称	国民保護 担当部署	所 在 地	電話・FAX番号
香取広域消防 本部	警防課	香取市野田53	TEL 83-0119 ㊦ 83-3343 防 619 ㊦ 619
佐原消防署		香取市佐原口2127	TEL 52-4111
十六島出張所		香取市津宮5854	TEL 56-1115
栗源分遣所		香取市岩部3135	TEL 75-2131
山田分署		香取市仁良312-7	TEL 78-2814

7. 指定公共機関 指定地方公共機関

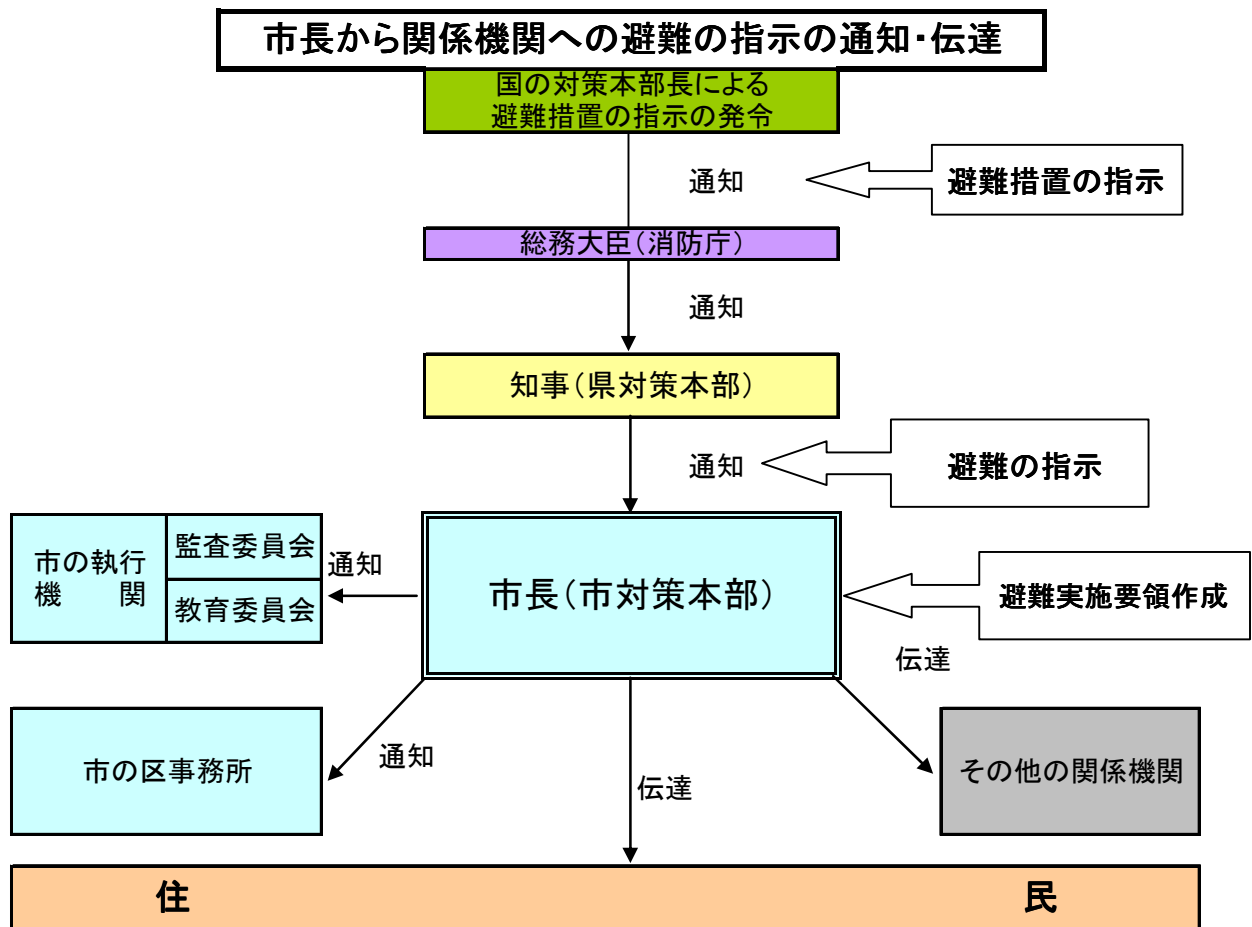
名 称	国民保護 担当部署	所 在 地	電話・FAX番号
日本赤十字社 千葉県支部	総務課	千葉市中央区千葉港4-1	TEL 043-241-7531 ㊦ 043-248-6812 防 657 ㊦ 657
日本放送協会 千葉放送局	企画総務	千葉市中央区中央4-14-14	TEL 043-227-7311 ㊦ 043-225-5841 防 500-7393 ㊦ 500-7394
東日本高速道 路(株)関東支社	管理事業部 事業統括 チーム	台東区北上野1-10-14 住友不動産ビル5号館9F	TEL 03-5828-8642 内 81-5547
成田国際空港 (株)	経営企画グ ループ	成田市木の根字神台24	TEL 0476-34-5811 ㊦ 0476-30-1571
東日本電信電 話(株)銚子営業 支店		銚子市中央町14-5	TEL 0479-25-4900 ㊦ 0479-25-4932
東日本旅客鉄 道(株)佐原駅		香取市佐原イ74	TEL 54-3131
東京電力(株)成 田支社佐原営 業センター		香取市佐原イ458-1	TEL 0120-995-552
日本通運(株)佐 原センター		香取市与倉872-1	TEL 58-0707

名 称	国民保護 担当部署	所 在 地	電話・FAX番号
香取郡市医師会		香取市佐原イ3409	TEL 52-4353
香取郡市歯科医師会		香取市佐原イ547-8	TEL 54-0640
香取郡市薬剤師会		香取市佐原イ612	TEL 52-2570
佐原郵便局		香取市北2-3-1	TEL 52-3912
小見川郵便局		香取市本郷11-2	TEL 83-1252
府馬郵便局		香取市府馬2730	TEL 78-2640
栗源郵便局		香取市岩部3233-2	TEL 75-2001
㈱テレビ朝日	報道企画部	港区六本木6-9-1	TEL 03-6406-1305 ㊦ 03-3405-3417
㈱テレビ東京	報道局	港区虎ノ門4-3-12	TEL 03-5473-3192 ㊦ 03-5473-8483
	総務局		TEL 03-5473-3053 ㊦ 03-3432-0814
㈱東京放送	総務部	港区赤坂5-3-6	TEL 03-5571-2213 ㊦ 03-5571-2012
㈱フジテレビジョン	報道局社会部	港区台場2-4-8	TEL 03-5531-8165~8167 ㊦ 03-5500-7576
日本テレビ放送網㈱	報道局ニュース製作部	港区東新橋1-6-1	TEL 03-6215-1382 ㊦ 03-6215-3563
㈱TBSラジオアンドコミュニケーションズ	経営企画部	港区赤坂5-3-6	TEL 03-5571-2709 ㊦ 03-5571-2975
㈱日経ラジオ社	編成報道局	港区赤坂1-9-15	TEL 050-3368-3578 ㊦ 03-3583-9062
㈱ニッポン放送	編成局報道部	千代田区有楽町1-9-3	TEL 03-3287-7621 7622 ㊦ 03-3287-7696
㈱文化放送	編成局報道製作部	新宿区若葉1-5	TEL 03-5269-2736 ㊦ 03-3357-2527

名 称	国民保護 担当部署	所 在 地	電話・FAX番号
千葉テレビ放送(株)	報道製作局報道部	千葉市中央区都町1-1-125	TEL 043-233-6681 ㊦ 043-231-4999 防 579 ㊦ 579
(株)ベイエフエム	総務部	千葉市中央区中央1-11-1	TEL 043-227-7878 ㊦ 043-227-7829 防 500-7370 ㊦ 500-7370
千葉県道路公社	総務部総務課	千葉市中央区中央4-13-28	TEL 043-227-9331 ㊦ 043-227-6360 e:soumu2@chiba-dourokousya.or.jp 防 500-7627

8. 集客施設

名 称	国民保護 担当部署	所 在 地	電話・FAX番号
香取神宮		香取市香取1697	TEL 57-3211 入込客数 227万人(16年)
ケーヨーデーツー佐原店		香取市山之辺1405-1	TEL 52-0600 敷地 23708.83㎡
カインズホームスーパーセンター香取小見川店		香取市野田450	TEL 83-7000 敷地 34548.24㎡
アピオ		香取市分郷218-1	TEL 83-5661 敷地 19122.46㎡
佐原ショッピングセンター		香取市佐原ホ1236-1	TEL 54-2481 敷地 17741.21㎡



国民保護法第148条第1項に基づく避難施設の一覧

番号	施設					
	名称	住所 町丁番地名	連絡先		収容人員※	
			電話	FAX	屋内(人)	屋外(人)
71	千葉県立佐原高等学校	佐原イ2685	0478525131	0478529998	759	8,323
72	千葉県立佐原白楊高等学校	佐原イ861	0478525137	0478544970	656	7,009
1	香取市香西保育所	観音21番地1	0478583156	0478583156	122	485
1	香取市立佐原中学校	佐原口2124番地1	0478525157	0478525158	2,695	5,227
2	香取市コミュニティセンター	佐原イ211番地	0478551151	0478551240	2,523	2,500
3	香取市立佐原小学校体育館	佐原イ1846番地	-	-	554	1,259
4	香取市立佐原小学校	佐原イ1846番地	0478522044	0478547063	2,091	2,754
5	香取市立北佐原小学校	佐原二1676番地	0478560403	0478503066	669	2,253
6	香取市立香取小学校	香取1875番地	0478573082	0478505120	801	1,900
7	香取市立神南小学校	下小野1599番地	0478592559	0478507096	584	1,125
8	香取市立佐原第三中学校	九美上29番地1	0478592244	0478507071	863	4,907
9	香取市立竟成小学校	観音481番地	0478593842	0478507022	835	2,523
10	香取市立福田小学校	福田240番地	0478592900	0478507020	592	1,940
11	香取市立伊地山幼稚園	伊地山532番地1	0478592928	0478592928	56	142
12	香取市立東大戸小学校	大戸877番地	0478542250	0478558611	797	1,520
13	香取市立佐原第五中学校	大戸937番地	0478552233	0478545092	1,687	3,423
14	旧佐原市立東大戸小学校石納分校	昭和町ろ56番地	0478542110	0478542110	82	1,500
15	香取市立瑞穂小学校	堀之内1770番地96	0478522042	0478523821	870	1,791
16	香取市立香取中学校	津宮1440番地	0478505000	0478570190	1,367	2,737
17	香取市立津宮小学校	津宮1215番地	0478570239	0478505130	671	1,620
18	香取市立大倉小学校	大倉501番地	0478570007	0478505085	555	1,058
19	香取市立湖東小学校	八筋川甲1993番地2	0478562014	0478503072	648	1,618
20	香取市立新島小学校	加藤洲685番地	0478560903	0478503113	709	2,082
21	香取市立新島小学校大東分校	附州新田1356番地1	0478560429	0478503073	119	1,493
1	香取市小見川文化会館	小見川1585番地2	0478836131	0478823325	707	0
2	香取市小見川B&G海洋センター	小見川4866番地736	0478821000	0478821004	344	0
3	香取市小見川スポーツ・コミュニティセンター	小見川5218番地	0478830101	0478830149	664	0
4	小見川城山公園	分郷431番地	0478833936	0478823325	40	10,891
5	東大根塚青年館	小見川3888番地4			23	0
6	大根塚青年館	小見川639番地	0478838910		26	0
7	新浜青年館	小見川524番地			20	0
8	妙剱青年館	小見川91番地			23	0
9	南八軒町青年館	小見川1323番地1	0478839023		24	0
10	田町青年館	小見川116番地			17	0
11	北下宿青年館	小見川492番地			24	0
12	外浜青年館	小見川388番地			20	0
13	八日市場青年館	八日市場1001番地3	0478839044		41	0
14	野田青年館	野田841番地2	0478821204		43	0
15	栄町青年館	野田131番地3	0478838934		27	0
16	新々田青年館	新々田374番地			22	0
17	住金団地青年館	小見川4866番地	0478833440		39	0
18	一ノ分目青年館	一ノ分目995番地	0478839011		36	0
19	三ノ分目青年館	三ノ分目267番地	0478839042		23	0
20	富田青年館	富田960番地	0478833915		36	0
21	増田青年館	増田492番地			19	0
22	織幡青年館	織幡642番地			41	0
23	油田青年館	油田795番地	0478835400		42	0
24	白井青年館	白井430番地			25	0

国民保護法第148条第1項に基づく避難施設の一覧

番号	施設					
	名称	住所	連絡先		収容人員※	
			町丁番地名	電話	FAX	屋内(人)
25	阿玉川青年館	阿玉川738番地			28	0
26	下飯田青年館	下飯田3048番地1	0478833442		20	0
27	川頭青年館	川頭162番地1	0478833916		14	0
28	阿玉台青年館	阿玉台1289番地5	0478839008		23	0
29	くろべ運動公園	小見川4866番地	-	-	0	2,168
30	香取市小見川区事務所	羽根川38番地	0478821111	0478823325	0	3,710
1	香取市立小見川中央小学校	小見川94番地	0478822047	0478823247	2,061	2,092
2	香取市立小見川西小学校	内野35番地	0478827124	0478827125	1,188	2,435
3	香取市立小見川南小学校	貝塚2218番地	0478822694	0478822695	690	1,275
4	香取市立小見川東小学校	阿玉川728番地	0478822391	0478822394	1,151	4,238
5	香取市立小見川北小学校	富田800番地	0478822692	0478822691	1,303	2,237
6	香取市立小見川中学校	小見川4685番地	0478823144	0478823145	3,344	7,757
7	香取市立小見川北小学校利北分校	一ノ分目番外7番地3	0478836849	0478836849	101	660
1	香取市山田區事務所	仁良300番地1	0478782111	0478785055	0	2,512
1	香取市山田公民館	長岡1303番地2	0478784431	0478782442	719	2,495
2	香取市山田B&G海洋センター	仁良361番地2	0478783204	0478785244	429	5,057
3	香取市山倉運動広場	大角1545番地1			0	3,431
4	香取市立山田中学校	仁良356番地1	0478784411	0478782004	1,750	21,087
5	香取市立八都小学校	小見1025番地	0478782720	0478782441	1,172	4,229
6	香取市立府馬小学校	府馬3429番地4	0478782209	0478782175	1,134	6,355
7	香取市立第一山倉小学校	桐谷1020番地	0478782816	0478782244	823	3,620
8	香取市立山倉小学校	山倉672番地	0478792309	0478792744	790	2,291
1	香取市栗源區事務所	岩部700	0478752111	0478753233	220	0
2	香取市栗源保育所	岩部5076	0478752446	0478752446	102	548
1	香取市立栗源小学校	岩部5025	0478752019	0478705160	189	3,788
2	香取市立高萩小学校	高萩1100	0478752035	0478705161	192	1,015
3	香取市立沢小学校	沢1813	0478752036	0478705162	183	514
4	香取市立栗源中学校	岩部1051番地の1	0478752034	0478753170	583	2,062
5	香取市栗源B&G海洋センター	岩部1045番地の1	0478753311	0478753233	429	0
6	香取市栗源公民館	岩部3447	0478752171	0478752477	90	0

※ 収容人員は、1人当たり必要とするスペースを4㎡で算定しています。

18年度 行政協力区

○数字は設立年

番号	町 内 名	自防組織	区	番号	町 内 名	自防組織	区
1	又見		佐原香取	40	伊地山新田		佐原香西
2	大坂原町		佐原香取	41	大戸		佐原東大戸
3	宮中		佐原香取	42	大戸一本松		佐原東大戸
4	宮下御手洗		佐原香取	43	大戸団地 (1)		佐原東大戸
5	丁子		佐原香取	44	大戸団地 (2)		佐原東大戸
6	吉原		佐原香取	45	大戸団地 (3)		佐原東大戸
7	多田本田1		佐原香取	46	大戸川		佐原東大戸
8	多田本田2		佐原香取	47	森戸		佐原東大戸
9	多田新田		佐原香取	48	新寺		佐原東大戸
10	山田		佐原香取	49	玉造1		佐原東大戸
11	新市場		佐原香取	50	玉造2		佐原東大戸
12	新部釜塚		佐原香取	51	玉造3		佐原東大戸
13	新部2		佐原香取	52	玉造東		佐原東大戸
14	下小野1		佐原香取	53	山之辺		佐原東大戸
15	下小野2		佐原香取	54	山之辺台		佐原東大戸
16	下小野3		佐原香取	55	片野		佐原東大戸
17	下小野4		佐原香取	56	片野団地		佐原東大戸
18	返田1		佐原香取	57	上小川		佐原東大戸
19	返田2		佐原香取	58	関		佐原東大戸
20	九美上1		佐原香取	59	川尻		佐原東大戸
21	九美上2		佐原香取	60	多田島		佐原東大戸
22	九美上3		佐原香取	61	飯島		佐原東大戸
23	九美上4		佐原香取	62	昭和町い		佐原東大戸
24	大根		佐原香西	63	昭和町ろ		佐原東大戸
25	上谷津		佐原香西	64	1区		佐原津宮
26	大崎		佐原香西	65	2区		佐原津宮
27	与倉		佐原香西	66	3区		佐原津宮
28	観音		佐原香西	67	4区		佐原津宮
29	鳥羽		佐原香西	68	5区		佐原津宮
30	鳥羽台	○ 8	佐原香西	69	6区		佐原津宮
31	長山		佐原香西	70	7区		佐原津宮
32	本矢作		佐原香西	71	8区		佐原津宮
33	本矢作新田		佐原香西	72	9区		佐原津宮
34	福田		佐原香西	73	10区		佐原津宮
35	福田中央		佐原香西	74	11区	○ 17	佐原津宮
36	北ノ台		佐原香西	75	大倉丁子		佐原大倉
37	ニュー北の台	○ 8	佐原香西	76	側高		佐原大倉
38	台深	○ 10	佐原香西	77	丸峰		佐原大倉
39	伊地山		佐原香西	78	市神		佐原大倉

番号	町内名	自防組織	区	番号	町内名	自防組織	区
79	代下		佐原大倉	120	西関戸7	○ 3	佐原新宿
80	今市		佐原大倉	121	諏訪台		佐原新宿
81	中郷		佐原大倉	122	平台	○ 59	佐原新宿
82	本西		佐原大倉	123	竹の下	○ 11	佐原新宿
83	大倉新田	○ 17	佐原大倉	124	水郷町1	○ 14	佐原新宿
84	水郷団地	○ 61	佐原大倉	125	水郷町駅北		佐原新宿
85	八筋川		佐原新島	126	水郷町2		佐原新宿
86	本津		佐原新島	127	水郷町3		佐原新宿
87	大島		佐原新島	128	粉名口団地		佐原新宿
88	三島		佐原新島	129	寿町		佐原新宿
89	境島		佐原新島	130	諏訪下1	○ 55	佐原新宿
90	扇島1		佐原新島	131	諏訪下2	○ 3	佐原新宿
91	扇島2		佐原新島	132	諏訪上1		佐原新宿
92	与田浦		佐原新島	133	諏訪上2		佐原新宿
93	加藤洲1	○ 9	佐原新島	134	東関戸1	○ 4	佐原新宿
94	加藤洲2	○ 9	佐原新島	135	東関戸2	○ 4	佐原新宿
95	磯山	○ 2	佐原新島	136	東関戸3	○ 4	佐原新宿
96	加藤洲下の洲		佐原新島	137	東関戸4	○ 4	佐原新宿
97	扇島下の洲		佐原新島	138	北横宿1		佐原新宿
98	市和田		佐原新島	139	北横宿2		佐原新宿
99	附洲新田		佐原新島	140	南横宿	○ 7	佐原新宿
100	堀之内		佐原瑞穂	141	横川岸		佐原新宿
101	谷中		佐原瑞穂	142	下分	○ 11	佐原新宿
102	寺内		佐原瑞穂	143	下宿	○ 10	佐原新宿
103	寺内芝		佐原瑞穂	144	中宿		佐原新宿
104	鴫崎		佐原瑞穂	145	上中宿	○ 9	佐原新宿
105	西和田		佐原瑞穂	146	上宿1	○ 2	佐原新宿
106	西坂		佐原瑞穂	147	上宿2	○ 2	佐原新宿
107	西部田		佐原瑞穂	148	上宿3	○ 7	佐原新宿
108	みずほ台	○ 5	佐原瑞穂	149	上宿台1	○ 63	佐原新宿
109	岩ヶ崎1	○ 5	佐原新宿	150	上宿台2	○ 1	佐原新宿
110	岩ヶ崎2	○ 5	佐原新宿	151	神明町	○ 7	佐原新宿
111	岩ヶ崎3	○ 5	佐原新宿	152	高野		佐原新宿
112	岩ヶ崎4	○ 6	佐原新宿	153	橋替	○ 61	佐原新宿
113	岩ヶ崎5	○ 5	佐原新宿	154	上新町	○ 10	佐原新宿
114	西関戸1	○ 6	佐原新宿	155	下新町		佐原新宿
115	西関戸2	○ 4	佐原新宿	156	若松町		佐原新宿
116	西関戸3	○ 4	佐原新宿	157	新橋本	○ 10	佐原新宿
117	西関戸4	○ 4	佐原新宿	158	新上川岸	○ 10	佐原新宿
118	西関戸5	○ 4	佐原新宿	159	田中		佐原新宿
119	西関戸6	○ 4	佐原新宿	160	仲川岸1	○ 8	佐原新宿

番号	町内名	自防組織	区	番号	町内名	自防組織	区
161	仲川岸2	○ 8	佐原新宿	202	荒久4	○ 6	佐原本宿
162	下川岸1	○ 8	佐原新宿	203	仁井宿1	○ 6	佐原本宿
163	下川岸2	○ 8	佐原新宿	204	仁井宿2	○ 6	佐原本宿
164	下川岸3	○ 8	佐原新宿	205	仁井宿3	○ 6	佐原本宿
165	下川岸4	○ 9	佐原新宿	206	篠原本田1	○ 12	佐原本宿
166	粉名口1	○ 7	佐原新宿	207	篠原本田2	○ 12	佐原本宿
167	粉名口2	○ 7	佐原新宿	208	篠原本田3	○ 12	佐原本宿
168	粉名口3		佐原新宿	209	みどり町	○ 12	佐原本宿
169	水郷大橋町	○ 8	佐原新宿	210	旭ヶ丘	○ 13	佐原本宿
170	牧野辺田	○ 13	佐原新宿	211	向津		佐原北佐原
171	牧野中里	○ 13	佐原新宿	212	砂場		佐原北佐原
172	牧野下田		佐原新宿	213	荒川		佐原北佐原
173	牧野2		佐原新宿	214	筈島		佐原北佐原
174	牧野3		佐原新宿	215	長島1		佐原北佐原
175	牧野4		佐原新宿	216	長島2		佐原北佐原
176	本橋元	○ 4	佐原本宿	217	中洲		佐原北佐原
177	本町	○ 10	佐原本宿	218	篠原新田		佐原北佐原
178	上仲町	○ 10	佐原本宿	219	野間谷原		佐原北佐原
179	下仲町	○ 10	佐原本宿	220	石納		佐原北佐原
180	浜宿1	○ 11	佐原本宿	221	東大根塚		小見川
181	浜宿2	○ 11	佐原本宿	222	大根塚		小見川
182	浜宿3	○ 11	佐原本宿	223	新町東部		小見川
183	本川岸1	○ 9	佐原本宿	224	上新町		小見川
184	本川岸2	○ 9	佐原本宿	225	新浜		小見川
185	舟戸1	○ 9	佐原本宿	226	北八軒町		小見川
186	舟戸2	○ 9	佐原本宿	227	南八軒町		小見川
187	田宿1	○ 63	佐原本宿	228	田町		小見川
188	田宿2	○ 62	佐原本宿	229	新田		小見川
189	寺宿1	○ 62	佐原本宿	230	仲町		小見川
190	寺宿2	○ 3	佐原本宿	231	川端		小見川
191	寺宿3	○ 3	佐原本宿	232	本町		小見川
192	寺宿4	○ 13	佐原本宿	233	小路		小見川
193	寺宿5	○ 1	佐原本宿	234	南下宿		小見川
194	八日市場上	○ 5	佐原本宿	235	北下宿		小見川
195	八日市場仲		佐原本宿	236	新開町		小見川
196	八日市場2	○ 6	佐原本宿	237	内浜		小見川
197	八日市場3		佐原本宿	238	外浜		小見川
198	八日市場4		佐原本宿	239	八日市場		小見川
199	荒久1	○ 6	佐原本宿	240	野田		小見川
200	荒久2	○ 6	佐原本宿	241	本郷		小見川
201	荒久3	○ 6	佐原本宿	242	栄町		小見川

番号	町内名	自防組織	区	番号	町内名	自防組織	区
243	北小川		小見川	285	竹之内		山田
244	南小川		小見川	286	田部		山田
245	南原地新田		小見川	287	仁良		山田
246	羽根川		小見川	288	神生		山田
247	新々田		小見川	289	米野井		山田
248	入会地		小見川	290	在郷		山田
249	西住金団地		小見川	291	原宿		山田
250	東住金団地		小見川	292	入小保内		山田
251	一ノ分目		小見川	293	遠茶		山田
252	一ノ分目新田		小見川	294	山帰		山田
253	三ノ分目		小見川	295	南四ツ塚		山田
254	富田		小見川	296	長岡郷		山田
255	下小堀		小見川	297	長岡東		山田
256	分郷		小見川	298	宮志		山田
257	増田		小見川	299	古内		山田
258	水郷団地		小見川	300	日下部住宅		山田
259	織幡		小見川	301	向堆住宅		山田
260	油田		小見川	302	山倉		山田
261	東谷		小見川	303	大角		山田
262	八本		小見川	304	新里		山田
263	白井		小見川	305	桐谷		山田
264	山川		小見川	306	鳩山		山田
265	虫幡		小見川	307	小川		山田
266	木内		小見川	308	浅黄東部		栗源
267	上小堀		小見川	309	浅黄西部		栗源
268	新福寺		小見川	310	西崎		栗源
269	阿玉川		小見川	311	大畑		栗源
270	下飯田		小見川	312	東野		栗源
271	岡飯田		小見川	313	助沢		栗源
272	布野		小見川	314	西田部		栗源
273	川頭		小見川	315	苧毛		栗源
274	北原地新田		小見川	316	荒北		栗源
275	県営住宅		小見川	317	浅間台		栗源
276	五郷内		小見川	318	沢		栗源
277	和泉		小見川	319	開進		栗源
278	貝塚		小見川	320	倉沢		栗源
279	阿玉台		小見川	321	宿原		栗源
280	久保		小見川	322	高萩		栗源
281	小見		山田	323	受所		栗源
282	吉野平		山田	324	上の台		栗源
283	川上		山田	325	中峰		栗源
284	高野		山田				

種別	品名	規格	本部	小見川	山田	栗源	佐原小	津宮小	東大戸小	第三中	新島小	計	県(香取地域)防災倉
食料・水	アルファ米	50食(5kg)	29				10	5	5	5	10	64	
	保存水	1.5ℓ	100				100	150	150	100	100	700	
	乾パン缶詰等												28,000
防災用品	カーペット	1畳用	70				100				30	200	
	マット							10	10	10		30	
	毛布		215		41		300	50	50	50	100	806	4,150
	50人用救急箱(普通型)		1				1	1	1	1	1	6	
	50人用救急箱(本部用)		1									1	
	FA工具セット		1				1	1	1	1	1	6	
	テント		2				1	1	1	1	1	7	
	簡易ベット	1人用	2									2	
	折畳タンカ		2									2	13
	折畳式リアカー		2				1	1	1	1	1	7	
	組立トイレ		2				2	2	2	2	2	12	60
	組立式炊飯レンジ	100人用	1									1	25
	大型なべ				1							1	
機械類	防災用かまどセット	5升用	2				2	2	2	2	2	12	
	エアテント											5	
	キャンドルセット											600	
	エンジンポンプ		2									2	
	サクションホース		2									2	
	浄水機	4t/h	1	1			1				1	4	
	ろ水機												4
	電気コードリール	30m	4		15		4	1	1	1	1	28	
	投光機	500W	9	2	3		4	1	1	1	1	23	24
	投光機三脚		3	2	6		4	1	1	1	1	20	
発電機	750W	2	2	5		3	1	1	1	1	17	34	
飲料水自動包装充填設備												1	
防災井戸				5								5	
給水槽													12
防水シート													2,000

